

区域の指定と指定に伴う制約

Q26

要措置区域等から土壌を搬出する際に 100 m³ごとに土壌分析が必要だと聞いたのですが？

要措置区域等から区域外へ搬出される汚染土壌については、運搬に関する基準を遵守して運搬するとともに、原則として都道府県知事の許可を得た汚染土壌処理業者に処理を委託しなければなりません。この際に、汚染土壌の受け入れ施設における品質管理の一環として土壌分析を行うことはありますが、これは土壌汚染対策法で規定されているものではありません。

一方、土壌分析を実施して 25 種の特定有害物質について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることが認められた場合には、法の規制の対象外となり、通常の残土処分等が可能となります。この土壌分析を行う調査を認定調査といいます。御質問の件はこちらを指すものと思われませんが、法の規制から外したいときに実施するものであり、要措置区域等から搬出されるすべての土壌に義務付けられるものではありません。

認定調査は 2010(平成 22)年4月施行の法改正の際に設けられたもので、当初は御質問のようにおおよそ 100 m³ごとに 25 種の特定有害物質について土壌分析が必要でしたが、2011(平成 23)年7月の施行規則の改正で特定有害物質の種類ごとに汚染のおそれを考慮して試料採取等の頻度を変えることになりました(表26-1参照)。また、当初は土壌を掘削する前に認定調査を行わなければなりませんでした。2011(平成 23)年7月の施行規則の改正で掘削後の土壌についても同様の頻度で認定調査が可能になっています。

表26-1 認定調査における試料採取等の区分

試料採取等の頻度	区域指定後に埋め戻し・盛土されていない土壌	区域指定後に埋め戻し・盛土された土壌
100m ³ ごと	<ul style="list-style-type: none"> 区域指定に係る特定有害物質の種類 区域指定後に新たに汚染のおそれが生じた特定有害物質の種類 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の2欄に該当しない土壌
900m ³ ごと	<ul style="list-style-type: none"> 区域指定に係らない特定有害物質の種類 (ただし、区域指定後に新たに汚染のおそれが生じた特定有害物質の種類及びPCBを除く第三種特定有害物質を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> 一定頻度以上の土壌分析¹⁾によって基準不適合でないことが確認された土壌 (ただし、埋め戻し・盛土後に新たに汚染原因行為が行われた土地や形質の変更等により汚染状態に変更が生じている可能性がある土地の土壌を除く。)
試料採取等不要	<ul style="list-style-type: none"> PCBを除く第三種特定有害物質 (ただし、区域指定に係る特定有害物質の種類である場合又は区域指定後に新たに汚染のおそれが生じた場合については除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化等済土壌 認定調査で基準適合とされた土壌²⁾ (ただし、埋め戻し・盛土後に新たに汚染原因行為が行われた土地や形質の変更等により汚染状態に変更が生じている可能性がある土地の土壌を除く。)

1) 土壌の発生元に汚染のおそれがない場合については5,000m³ごと、それ以外の場合については900m³ごと

2) 認定調査において土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合し、都道府県知事の認定を受けた土壌